

仕 様 書

1 件 名

令和6年度及び令和7年度 琉球大学学生並びに留学生 X線直接撮影委託業務

2 契約期間

令和6年4月1日～令和7年11月30日

3 実施期間及び日程

(1) 学生定期健康診断

- ① 令和6年度 令和6年4月3日～4月18日 予定
8:45～16:00 受付（診察終了予定時刻 17:00 頃）
- ② 令和7年度 令和7年4月上旬を予定 ※詳細日程は別途通知

(2) 留学生健康診断

- ① 令和6年度 令和6年11月（1日間） ※詳細日程は別途通知
8:45～14:30 受付（診察終了予定時刻 15:00 頃）
- ② 令和7年度 令和7年11月を予定 ※詳細日程は別途通知

4 場所

- (1) 学生定期健康診断 保健管理センター（予定）
- (2) 留学生健康診断 保健管理センター（予定）

5 受診予定人数

- (1) 学生定期健康診断 5, 500名（予定）
- (2) 留学生健康診断 100名（予定）

6 業務内容、実施方法及び結果報告

(1) X線直接撮影について

- ① 開始時刻（8:45）に健診を開始できるよう、レントゲン車を配置すること。
- ② レントゲン車は、被曝量の少ない形式のものを配置すること。
- ③ 主となる技師の他に必要に応じて補助要員を配置すること。
- ④ 女性用ガウンを30枚程度準備すること。
- ⑤ X線直接撮影の結果で緊急を要する異常が認められる場合は、直ちに保健管理センターに報告すること。
- ⑥ 保健管理センターから要請がある場合、レントゲンフィルム等の貸出しに応じること。

(2) その他、委託業務に関することについて

- ① 万一のトラブルの際、速やかに委託業務に復帰できるよう責任をもって対処すること（レントゲン車の故障に対する代車の準備等）。
- ② 正式な結果報告書は、健診終了後2週間以内に保健管理センターへ提出すること。
 - ・受診者一覧表：報告書及びCD-ROM等の電子媒体
 - ・有所見者一覧表及び有所見者への個人通知
- ③ 健康診断について疑義が生じたときは、学生部学生支援課学生係の指示によること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関することについて

① レントゲン車内機器等の消毒をすること。

7 費用請求

受託機関は、各健康診断終了後 30 日以内に請求書及び関連書類（必要に応じて請求明細書）を作成し、学生部学生支援課学生係宛てに提出すること。

8 守秘義務

受託機関及び本委託業務従事者は、業務上知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、契約期間終了後も厳守すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び業務の実施に際し疑義が生じた場合は、その都度本学担当職員に連絡し、その指示に従うものとする。

10 担 当

学生定期健康診断及び留学生健康診断

学生部学生支援課学生係 TEL : 098-895-8127

FAX : 098-895-8128

E-mail : gkgkari@acs.u-ryukyu.ac.jp